

愛知県立幸田高等学校同窓会会則

- 1 本会は愛知県立幸田高等学校同窓会(幸菱会)と称する。
- 2 本会は会員相互の親睦をはかり、母校の発展に寄与することを目的とする。
- 3 本会の本部は愛知県立幸田高等学校内に置く。
- 4 本会の会員は次の2種とする。
 - イ 正会員 愛知県立幸田高等学校卒業生。
 - ロ 特別会員 同校の職員および職員であった者。
- 5 本会には次の役員を置き、任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
 - イ 会長(1名) 本会を代表し、会務を総理する。
 - ロ 副会長(2名) 会長を補佐し、会長に事故ある場合は会長の職務を代行する。
 - ハ 幹事 必要に応じ会務の運営・企画の審議、会長を互選する。
 - ニ 書記(2名) 本会の記録、その他の庶務を行う。
 - ホ 会計(2名) 本会の会計、その他の庶務を行う。
 - ヘ 会計監査(2名) 本会の会計を監査し、総会で報告する。
- 6 本会の役員は次のように選出する。
 - イ 会長は幹事会で互選する。
 - ロ 幹事 卒業時の学年より原則として2名以上(学年幹事)と母校職員より若干名選出する。
 - ハ 副会長・書記・会計・会計監査 会長が委託する。
- 7 本会は顧問を置き、母校の現校長・同教頭・前会長が就任する。
- 8 本会役員会は、会長・副会長・書記・会計・会計監査・顧問をもって構成され、次の事項を決議する。
 - イ 会務の運営・企画の審議
 - ロ 前年度の収支決算
 - ハ 前年度の会務報告
 - ニ その他の重要事項の審議
- 9 本会幹事会は会長・副会長・書記・会計・顧問・幹事をもって構成され、次の事項を決議する。
 - イ 会長の互選
 - ロ その他役員会または総会において幹事会で議論及び議決することが適当とされた事項。
- 10 本会の総会及び幹事会は、必要に応じて開くことができる。
- 11 本会総会及び幹事会は会長が招集し、議事は出席会員の過半数をもって決する。
- 12 次の事項は総会において承認されなければならない。
 - イ 特に重要で、総会における承認が必要と役員会及び幹事会で決議された内容。
- 13 本会の会計年度は、本年の4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 14 本会の経費は、入会金及び寄付金をもってこれにあて、正会員は入会時に5,000円を納める。
- 15 本会は随時、名簿・会報などを発行したり、その他、本会の目的を達するために必要な事項を行う。
- 16 本会の会員は、住所・職業・氏名などに移動がある場合は、直ちに本会本部に連絡しなければならない。
- 17 本会の会則の変更は、役員会の決議を経て、総会の承認を得るものとする。

<補則>

- 1 幸田高等学校内に設置される事務局のメンバーを、幸田高等学校職員に委託する。
- 2 同窓会会計2名に加え1名を校内事務局に委託する。
- 3 同窓会書記2名に加え1名を校内事務局に委託する。

※注意事項※

- 1 住所・職業・氏名などに変更があった場合は、必ず愛知県立幸田高等学校同窓会事務局まで連絡してください。
- 2 記念行事の際には、ご協力お願いします。
- 3 同窓会の名をかりて、クラス名簿を悪用する者があります。注意してください。